

貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,163	流動負債	1,804
現金及び預金	440	買掛金	4
売掛金	1	関係会社短期借入金	1,738
販売用不動産	417	前受収益	12
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	5,273	未払金	6
その他	30	未払法人税等	2
固定資産	2,240	預り金	39
有形固定資産	1	その他	0
建物・構築物	1	固定負債	113
工具器具・備品	0	繰延税金負債	68
無形固定資産	0	その他	44
投資その他の資産	2,238	負債合計	1,917
投資有価証券	2	純 資 産 の 部	
関係会社株式	2,204	株主資本	6,486
長期営業外未収入金	88	資本金	100
破産更生債権等	398	資本剰余金	7,376
その他	32	資本準備金	2,476
貸倒引当金	△486	その他資本剰余金	4,900
		利益剰余金	△990
		その他利益剰余金	△990
		繰越利益剰余金	△990
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	6,486
資 産 合 計	8,403	負債純資産合計	8,403

損益計算書

(令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
販売用不動産売上高	815	
賃貸事業売上高	80	895
売上原価		
販売用不動産売上原価	689	
賃貸事業売上原価	0	690
売上総利益		
販売用不動産売上総利益	125	
賃貸事業売上総利益	79	204
販売費及び一般管理費		146
営業利益		58
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	0	
その他	8	49
営業外費用		
支払利息	33	
証券代行手数料	1	
控除対象外消費税額等	8	
為替差損	48	
その他	0	91
経常利益		15
特別利益		
債権回収差益	0	0
特別損失		
子会社整理損	37	37
税引前当期純損失		21
法人税、住民税及び事業税		2
当期純損失		23

株主資本等変動計算書

（ 令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
当期首残高	100	2,476	4,900	△966	－	6,510
当期変動額						
当期純損失	－	－	－	△23	－	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△23	－	△23
当期末残高	100	2,476	4,900	△990	－	6,486

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	0	6,510
当期変動額		
当期純損失	－	△23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	△23
当期末残高	0	6,486

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。
- b. その他有価証券の時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・構築物 2～50年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- (2) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率により計算した金額のほか、貸倒懸念債権等については個別に債権を評価して回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	30百万円
長期金銭債権	398百万円
短期金銭債務	3百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

15百万円

3. 下記関係会社の金融機関からの借入金に対し連帯債務を負っております。

クマガイ オーストラリア ファイナンス PTY. リミテッド 4,988百万円

4. 長期営業外未収入金及び破産更生債権等から直接減額されている回収不能見込額は、2,077百万円であります。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引以外の取引（収入分）	40百万円
営業取引以外の取引（支出分）	27百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 0株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	15百万円
貸倒引当金	163百万円
繰延消費税等	0百万円
たな卸不動産評価減	31百万円
その他投資等評価減	18百万円
会社分割時一時差異	9百万円
繰越欠損金	2,206百万円
繰延税金資産 小計	2,443百万円
評価性引当額	△2,443百万円
繰延税金資産 合計	－百万円
繰延税金負債	
会社分割時一時差異	68百万円
投資有価証券評価益	0百万円
繰延税金負債 合計	68百万円
繰延税金負債の純額	68百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本商業開発㈱	(被所有) 間接 100%	なし	資金の 貸付	資金の貸付	553	1年内回収予定 の関係会社 長期貸付金	5,273
					利息の受取	40	その他	30

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱アスリンクス	(所有) 直接 100%	あり	資金の 貸付	資金の貸付	—	破産更生 債権等	398
子会社	クワイオーストラリア ファイナンス PTY. リミテッド	(所有) 直接 100%	あり	資金の 借入 連帯債務	資金の返済	78	関係会社 短期借入金	1,738
					利息の支払	27	—	—
					連帯債務	4,988	—	—
子会社	エヌアールピーホールディ ングコーポレーション	—	—	資金の 貸付	資金の回収	531	—	—
					利息の受取	0	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1 借入利率は市場金利を勘案して決定しております。
- 注2 エヌアールピーホールディングコーポレーションへの貸付利息は、市場金利を勘案して決定しており、その他の貸付金については利息を免除しております。
- 注3 借入金については、担保に供している資産はありません。
- 注4 貸付金については、土地等の不動産を担保として受領しております。
- 注5 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
- 注6 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。
- 注7 関係会社の金融機関からの借入金に対し連帯保証を行っており、また連帯債務を負っております。
- 注8 エヌアールピーホールディングコーポレーションは当事業年度に会社を清算したため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たりの純資産額 222円78銭
2. 1株当たりの当期純損失 0円82銭

[その他に関する注記]

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産除去債務に関する事項

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。